

## 文教厚生委員長報告

令和4年2月定例会（3月16日）

文教厚生委員長報告をいたします。

今定例会において文教厚生委員会に付託されました議案のうち、既に2月14日に報告いたしましたものを除く議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例」など条例案11件、「令和3年度島根県病院事業会計資本金の額の減少について」の一般事件案1件、「令和4年度島根県一般会計予算」など予算案11件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第33号議案「島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例」、第40号議案「県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」及び第41号議案「県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例」の条例案3件、第4号議案「令和4年度島根県一般会計予算」、第10号議案「令和4年度島根県国民健康保険特別会計予算」及び第18号議案「令和4年度島根県病院事業会計予算」の予算案3件については賛成多数により、また、その他の議案については全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

全会一致とならなかった議案のうち、主なものについて報告します。

第33号議案「島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例」については、後期高齢者医療財政安定化基金への拠出について、保険料の負担増につながる懸念があるとの理由から反対であるとの意見がありました。

また、第40号議案「県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、人事評価の結果を昇給等に反映することで、学校での教職員のチームワークに影響する懸念があるなどの理由から反対であるとの意見がありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

第4号議案「令和4年度島根県一般会計予算」についてであります。

まず、教育委員会所管の、高等学校特別支援教育充実事業では、委員から、障がい

があり学校に行けない生徒をいかに守っていくか、応援していくか、社会参加の手前を支援してもらいたいとの意見があり、執行部からは、例えば高校に入った生徒には、丁寧な教育相談や通級による指導を充実させ、対応をしていくとの回答がありました。

また、教育魅力化人づくり推進事業では、委員から、学校と地域にプラスして家庭にも意義や理解が得られるようにもっと直接アプローチしてほしいとの意見があり、執行部からは、今回の取組を通じて、家庭を含めた地域が活性化するように進めていくとの回答がありました。

次に、健康福祉部所管の障がい者地域生活支援事業について、デイサービス等での受け入れ人数が絞られ、利用しにくいとの声を聞くが支援はどうなっているかという質問があり、執行部からは、サービスが継続できるよう、自宅での支援も給付費の対象となっていること等を事業所に伝えながら、必要なサービスが確保できるよう努めていくとの回答がありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、教育委員会所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「令和3年実施の通学路の合同点検の状況について」では、委員から、対策済箇所その他について内容確認があり、執行部からは、学校のホームページでの周知や自治会での看板設置であるとの回答がありました。

次に、健康福祉部所管事項についてであります。

委員から、小学校までは将来生き抜くための基礎である「五感」をしっかり鍛える生活の場というものがどうしても必要であるが、現代社会においてその場はどんどん少なくなっている。このような状況の中で、子どもたちが放課後活発に過ごせる「第三の居場所」での生活の重要性を認識し、学童保育の充実を図るため、放課後児童クラブの充実に向けた取組が必要であるとの意見がありました。当委員会として、放課後児童クラブ運営を行うための十分な支援員体制と給与体系の確立、及び放課後児童クラブを開設・運営しやすい交付金制度の見直しを国に対して要望すべきとの結論に至り、全会一致をもって意見書を提出すべきとの結果でありました。

なお、この意見書については、後ほど岩田議員から提案理由を説明いたしますので、ご賛同いただきますようお願いいたします。

以上、文教厚生委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。